

# 高齢者がいきいきと住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり

～高齢者元気度アップ・ポイント事業のこれから～



鹿児島県南九州市 取違 さやか

## 1 はじめに

筆者は現在、介護保険と高齢者福祉の業務に携わっている。平成 25 年度開始した南九州市高齢者元気度アップ・ポイント事業（以下、「市事業」）で、高齢者が行った活動に対してポイント付与し、それを商品券に引き換える事務も業務の一環である。商品券を受け取り、喜ばれる高齢者に継続的な活動と呼びかけつつも、年々厳しくなっている当市の財政状況が気がかりだった。実際、この商品券の決算額は開始年度から 100 万円単位で増額となっているにも関わらず、繁忙さを言い訳にその効果をどのように測定しているのかを深く追求することがなかった。そこで、このレポートにおいて 3 年を経た市事業について、導入から現在までの実施状況、そしてその効果をどのように測定しているかについて検証するとともに、この事業をより効果的にする方策を探り、この事業を手段として目指す地域像を描いてみたい。

南九州市は鹿児島県の南西部に位置し、平成 19 年 12 月に旧揖宿郡頴娃町、旧川辺郡知覧町及び川辺町が合併して誕生した。平成 28 年 11 月末現在人口 36,688 人、高齢化率 36.7% と高齢化が顕著であるが、南九州市人口ビジョンの将来推計では今後ますます高齢化は進行すると予測されている。基幹産業は農業で、主な農作物はお茶とさつまいもであるが、後継者不足で第一次産業従事人口は減少および高齢化の一途をたどっている。ただ、農業従事者の経験から特に高齢者は自宅に家庭菜園を持つ世帯も多く、作物によっては自給自足で、余るとご近所でやり取りするなどの風習が残っている。やや保守的な面はあるものの、農業で培われた真面目で根気強い気質と、地域のつながりと先祖から受け継いだ家や農地を大切にする土地柄が長じて地元への愛情も強い。

## 2 南九州市高齢者元気度アップ・ポイント事業の概要

### (1) 事業導入の経緯

#### ① かごしまニューライフプラン

市事業は鹿児島県で全県的に導入が進められた。平成 24 年当時の伊藤前知事のマニフェストに基づいて『かごしまニューライフプラン』という提言がなされた。内容は 3 つの安心（仕事の安心・生活の安心・絆による安心）を実現することで「日本一の暮らし先進県」を目指すというもので、そのうちの生活の安心において、高齢世代の老後・介護に際して高齢者が社会と関わりを持ちながら豊かな人生を送るために、行政は高齢者が地域活動に参加しやすい環境づくりや見守りが必要な高齢者を地域ぐるみで支える仕組みづくりを構

築し、高齢者は知識や経験を生かして地域活動へ意欲的に参加するという方向性が示されている。この『かごしまニューライフプラン』の実現に向けた県の具体的な取り組みの一つとして「高齢者元気度アップ推進体制づくり事業」が創設された。

## ② 南九州市導入へ

これを受け県により作成されたガイドラインに基づき、平成 25 年度南九州市においても市事業として予算化し、6 月から事業開始となった。当初は高齢者の健康診断や健康づくり活動を重視したので、保健部門が担当し、システムなどの構築も行った。その後、対象者が 65 歳以上で健康維持に留まらず、介護予防や地域貢献による地域づくりの側面があること、さらに今後の介護保険の地域支援事業移行への動向もあり、27 年度からは高齢者福祉部門が担当することになった。

介護保険法に規定する地域支援事業を活用して、高齢者の健康づくりやボランティアなどの社会参加を促進し、健康維持や介護予防への取り組みを図るという趣旨がより明確になった。

### (2) 南九州市高齢者元気度アップ・ポイント事業について

市事業の大まかな流れは図 1 の通りである。

対象は介護保険第 1 号被保険者で、個人でも団体でも登録ができるが、南九州市では団体に登録し活動している高齢者（以下、登録者）がほとんどである。団体の代表者が登録希望者と年間の活動内容を市へ申請し、登録を行う。その申請内容に基づいて市は二枚一組の出欠表を発行する。代表者は活動後、出欠状況の記録を二枚作成し、一枚を市へ提出して、市は出欠状況をに応じて、個人のポイントを積算する。この一連の事務は市で Access ソフトを用いて独自に構築したシステムを使用している。



図 1 市事業の大まか流れ

登録できる活動は概ね 2 時間以上のもので、要綱では①市などが実施する健康増進・介護予防及び地域貢献学習に関すること、②介護保険施設等におけるボランティア活動、③その他地域で行われている社会参加活動等で市長が認めた活動となっており、実例を挙げると老人クラブの活動やサロン活動、自治会の会合、地域の清掃活動、健康教室や講師を招いての文化教室など多岐にわたる。また、活動前であれば、随時活動の追加登録ができる。2 時間に満たない活動や団体の中でも一部のメンバーだけが参加する活動は対象としないことになっているが、実際に提出された出欠表ではそれを満たさない活動が散見されるなど、対象活動の条件の徹底が難しい。1 日に個人に付与される上限ポイントは 200 ポイントで、複数の活動に参加しても出欠表の積算時、システムで 200 ポイント以上付与されないよう設定されている。さらにこのような地域活動とは別に、市が実施する特定健診や各種がん検診受診は自動でポイントが付与される仕組みである。

市は登録者へ付与状況を年 1 回通知し、登録者はそのポイントを 500 ポイント単位で 500

円分の市商工会加盟店で使用できる商品券に年上限 5,000 ポイントまで介護保険料に滞納がない限り交換することができる。交換期間を 1 カ月程度設定し、期間内に交換できなかったり、交換単位に満たなかったりしたポイントは 1 年を限度に次年度へ繰り越せる。

これまでの事業実績（平成 28 年度は見込み）をまとめたものが表 1 である。年々参加者が増え、事業が高齢者へ浸透していることが分かる。また、それに伴い交換ポイントもおおよそ 200 万円ずつ増加していることが分かる。

表 1 市事業規模の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (見込み)
65 歳以上人口① (人)	13, 251	13, 308	13, 185	13, 459
事業登録者② (人)	4, 896	5, 542	5, 773	6, 000
登録率②÷① (%)	36. 9	41. 6	43. 8	44. 6
交換ポイント※	6, 049, 500	7, 412, 000	9, 402, 000	11, 700, 000
商品券交換者数 (人)	2, 405	3, 384	3, 829	-

※平成 25 年度は年途中からの実施だったため、1 年間実施していた場合の予想ポイント。平成 28 年度は 11 月までの積算分からの見込み（市提出書類から筆者作成）。

この事業の財源構成は商品券発行分の 2 分の 1 が県単独の補助、残り半分と事務費（上限 150 万円）が地域支援事業（一次予防事業）交付金の対象としており、発行するポイントが増えれば、市や介護保険料からの支出が当然増えることになる。

市ではこの事業の効果を要介護認定者数と認定率により検証し、事業評価しており、後述する試算によって効果測定を行っている。

### 3 モデル市東京都稲城市「介護支援ボランティア制度」について

この事業は、全国で初めて平成 18 年度に介護予防ボランティアポイント制度を導入した東京都稲城市の「介護支援ボランティア制度」がモデルになっている。

#### (1) 稲城市について

稲城市は昭和 46（1971）年市制施行以来、人口が一貫して増加しており、平成 28 年 11 月末現在人口 89, 003 人、高齢化率 18. 8%の首都圏近郊の住宅都市である。中心産業は情報通信業で就業年齢が 30 代～40 代、国全体が人口減少社会である中においても依然として人口増加傾向にある市である。

#### (2) 稲城市「介護支援ボランティア制度」の概要

対象は南九州市と同じく介護保険第 1 号被保険者である。ただし、ポイントが付与される活動は介護支援ボランティア活動に限定されており、登録や申請、ポイントの元になるスタンプ手帳の管理は個人で行う。また、スタンプはあらかじめ市が指定した活動場所となる団体（介護保険施設や社会福祉協議会など）が管理し、活動後、スタンプ手帳にスタンプを押すことで評価ポイントを発行する。

#### (3) 試算の検証（見方・活用方法）

先ほど述べた南九州市が効果測定を行っている試算はこの稲城市の事例を使用している(表2)。この試算では、活動に参加した高齢者としなかった高齢者のうち新規に要介護認定された者の割合の差異から、新規認定者の抑制人数とそれによる想定抑制費用を効果としている。この表2の例で言うと $\beta$ とKの値である。つまり稲城市では平成21年度介護支援ボランティア制度を導入したことで、4人( $\beta$ )が新たに介護状態にならずにすみ、その結果504万円( $\theta$ )の介護費用が抑制されたことから、65歳以上の介護保険料がひと月一人当たり6円節約できたと言うものである。

(4) 南九州市高齢者元気度アップ・ポイント事業との比較(試算からの視点を含む)

ちなみに南九州市の平成26年度の実績でこの試算を行うと、市事業で活動したことによって84人( $\beta$ )が新たに介護状態にならずにすみ、その結果1億269万円( $\theta$ )の介護費用が抑制されたことから、65歳以上の介護保険料がひと月一人当たり135円節約できたというロジックが成り立つ。しかし、現実には介護保険給付費に劇的な減少があるわけではなく、むしろ200万円の増額で、この試算をそのまま当てはめるならば、市事業をしていなければ1億円以上の保険給付があった可能性があることとなり、あまり現実的とは言えない。そこで事業内容の違いから試算を検証する必要があると考えた。

稲城市の場合、対象になる活動内容をボランティア活動に限定していることや高齢者自ら登録・管理して参加するため、活動できる高齢者はまだ日常生活に支援を必要としない者と考えられる。一方、南九州市の場合、活動内容が自治会の会合の出席であったり、地域行事の参加であったり、さらには健康診断の受診なども含まれることから、登録活動者でもすでに介護認定を受けている高齢者が含まれているうえ、主に登録している団体が自治会単位であるため本人の管理能力をそれほど必要としない。つまり、表2のBの値=ポイント獲得者という母数そのものの性質が異なる。よって、ここから新規要介護者が出ることは稲城市の場合には大きな変化であるが、南九州市の場合、活動に支障が出ることはさほどないため大きな変化とは言えない。

稲城市の場合、対象になる活動内容をボランティア活動に限定していることや高齢者自ら登録・管理して

参加するため、活動できる高齢者はまだ日常生活に支援を必要としない者と考えられる。一方、南九州市の場合、活動内容が自治会の会合の出席であったり、地域行事の参加であったり、さらには健康診断の受診なども含まれることから、登録活動者でもすでに介護認定を受けている高齢者が含まれているうえ、主に登録している団体が自治会単位であるため本人の管理能力をそれほど必要としない。つまり、表2のBの値=ポイント獲得者という母数そのものの性質が異なる。よって、ここから新規要介護者が出ることは稲城市の場合には大きな変化であるが、南九州市の場合、活動に支障が出ることはさほどないため大きな変化とは言えない。

ちなみに平成27年に鹿児島県は、この試算による介護予防効果の調査を取組市町村に対して行ったが、「自治体によるばらつきが大きく、信用性に欠けると判断した」とのことで

表2 制度導入に伴う介護保険料の抑制効果

区分		記号	計算式	値
高齢者人口		P		13,921人
高齢者	介護支援ボランティア活動をしなかった	A	$P-B$	13,667人
	新規要介護者	A'		398人
	それ以外の者		$A-A'$	13,269人
	Aの要介護出現率		$A'/A$	2.91%
介護支援ボランティア活動をした高齢者(ポイント獲得者)	新規要介護者	B'		3人
	それ以外の者		$B-B'$	251人
	Bの要介護出現率		$B'/B$	1.18%
	平成21年度の1人当たり要介護者の平均介護費用(1か月当たり)	M		116,507円
介護支援ボランティア制度に要する費用(介護予防事業費)	H		1,104,458円	
介護支援ボランティア制度がなかった場合の新規要介護人数	$\alpha$	$P \times A' / A$	405人	
新規要介護者の抑制人数	$\beta$	$\alpha - (A' + B')$	4人	
介護支援ボランティア制度の費用効果(年間4人が介護状態になった場合の費用)	$\gamma$	$\beta \times M \times 12$	6,147,089円	
介護支援ボランティア制度による費用利得(上記の費用から介護支援ボランティア職員を控除)→年間の市町村としての導入の効果	$\theta$	$\gamma - H$	5,042,631円	
介護保険料の抑制効果(1号被保険者1ヶ月当たり)	K	$\theta \times 0.2 / P / 12$	6円	

「稲城市介護支援ボランティア制度実施報告書から引用」

あった。

#### 4 鹿児島県内の17取組市における事業の状況

高齢者の活動に対するポイント付与事業は、県内の多くの自治体で取り組まれているが、取組状況も様々であることから、それらを知ることによって市事業の参考になるのではないかと考え、県内の取組市に対してアンケート調査を実施した。

##### (1) 調査の概要

調査の概要は以下の通りである。

- 調査対象 鹿児島県内で「高齢者元気度アップ・ポイント事業」（名称は異なる場合有り）を導入している市
- 調査期間 平成28年9月7日～9月26日
- 調査方法 調査項目を担当部署へメール、ファクシミリで送付。回答は電話での聞き取り、メール、ファクシミリ。
- 調査項目 事業導入時期  
事業開始当初の勧誘先  
ポイントが付与される主な活動（上位3位）  
事業を進めるにあたっての問題点や課題

調査先は17自治体であったが、どの担当者も丁寧に対応していただいた。この場を借りて感謝申し上げたい。

高齢化率は平均すると31.8%（各自治体高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画参照）、事業導入は南九州市と同様に鹿児島県の呼びかけに応じたところがほとんどで、平成25年度中に導入した自治体が9自治体、24年度が5自治体でこの事業を始めて4年目、5年目を迎えるところが多かった。

また、事業を社会福祉協議会に委託し、事業運営（事業の説明会やポイント集計、交換事務など）と高齢者の活動の管理を一元的に実施している自治体が7自治体と半数近くあった。

##### (2) 調査を通して見えてきた2つの類型

この調査を通して、大まかに2つの類型を見ることができた。

ポイント付与活動を施設ボランティアに限定するなどハードルを高く設定しており、登録者数や活動者数の伸びや事業の普及に頭を悩ませているグループ（以下Aグループ）と、趣味活動も含め、活動のハードルを下げ、高齢者への事業の定着は順調なグループ（以下Bグループ）である。しかし、Aグループは活動者自身の生きがいがづくりや社会参加という意識付けが比較的出来ており、Bグループはポイントが付かなくなると活動を止めてしまうなど趣旨としていた意識付けよりポイント獲得が目的化していること、事業運営サイドとして拡大する事業費から継続性へ不安を持っているという側面が見られた。

割合から見ると17自治体中、Aグループが9自治体とおおよそ半数を占め、Bグループと、Aグループ・Bグループの折衷型で行っているところがそれぞれ4自治体で4分の1を占めた。

## 5 南九州市高齢者元気度アップ・ポイント事業の今後の在り方

### (1) 取り組み状況に見る理想型

市事業はBグループに分類される。つまり、高齢者に対して事業は浸透しているものの、要綱の趣旨である自身の健康維持や介護予防としての意識づけは弱く、ポイント獲得を目的とする傾向が見られる。ただし、Aグループのように実施方法によっては高齢者自身への意識付けが出来る可能性はある。また、発行するポイント数が拡大の一途をたどっていることはこの事業そのものの継続性を脅かしている。これらの課題を解決し、リノベーションすることでこの事業を一手段として「高齢者がいきいきと住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり」という将来像を描いてみたい。

南九州市高齢者福祉及び第6期介護保険事業計画策定に先駆け、平成25年に実施した高齢者実態調査によれば、在宅で介護保険サービスを利用している高齢者も利用していない高齢者も8割近くがいつまでも自宅で生活したいと希望している。しかし、介護保険サービスを利用している高齢者でも生活支援の部分で外出や食事などに関して困りごとを抱えている者が4割と少なからず存在しており、この部分に市事業を活用することで、日常生活に困り事がある高齢者は希望する在宅生活を継続でき、地域住民の中で出来る者が手助けを行うことで生きがいを得ることができ、それにより人のつながりが再生され、高齢になっても地域で安心して生活できる地域づくりにつながると思う。

また、現在中心になっている老人クラブなどの団体による活動は、団体だからこそお互い声を掛け合うことで、見守りの機能や、生活の張りになると思われ、これを生かして活発化させていくことで、地域づくりに繋がる可能性がある。

### (2) 高齢者元気度アップ・ポイント事業改め65歳からの『シニアサークル茶花(ちゃばな)』

以上のことを踏まえ、事業についての具体的な改善案を示したいと思うが、これに先立ち、改善案では取得ポイントの実質的な減少や取得に際しての厳密化、さらに対象活動のハードルを上げるなど活動者にとって都合のいいことばかりではないため、この事業の現行のイメージやシステムについて一新したいと考え、現行の市事業名称を『シニアサークル茶花(ちゃばな)』(以下、シニアサークル)と改め、新事業として取り組むことを提案したい。『サークル』を謳うことでグループでの活動であることを知らせ、南九州市の特産品である茶の収穫を昔の手摘みで1芯ずつ摘んでいたことに重ねて、少しずつの積み重ねが成果になり、愛らしい茶花のようにささやかな花を咲かせることを伝えたい。また、現行の単位としている“ポイント”も“チャ”として「ポイント＝金券」という概念を変えたい思いがある。

そして、この提案の目的である市事業による地域づくりのために、まず地域ボランティアへの活用に着目した。

#### ①地域ボランティアへの活用

現在、南九州市ではひまわりネットワーク事業として、有償ボランティア事業を市内の社会福祉協議会が実施している。有償ボランティアとして65歳以上の登録者は平成28年

12月現在で36人、昨年度の活動実績は延べ744時間であった。料金は交通費の実費と利用料1時間あたり700円を利用者から徴収し、うち100円が社会福祉協議会の手数料となる。支援の主な内容は話し相手、シーツ交換、病院受診付添い、草取り、室内清掃、入院中の洗濯支援、衣替えなどであった。いずれも介護保険サービスでは対象にならない内容であるが、1時間が単位であることや料金が700円であることは、利用者によっては負担が大きい場合もありうる。また、実施主体の社会福祉協議会によると継続支援や急な希望に対応できるボランティアの確保に苦心しているとのことであった。

この有償ボランティアに依頼するまでもない“ちょっとした”手伝いの需要も確かにある。当市の地域包括支援センター職員で、ケアマネージャー（介護支援専門員）業務を担っている職員の話題に時折挙がるのがちょっとした手伝いなのである。包括支援センター職員が担当する高齢者は要支援の認定を受けており、介護保険のサービスを受けながらほぼ全員が自宅で生活をしている。包括支援センター職員らは訪問介護で生活援助を入れても、不足してしまう要支援者の支援に頭を悩ませている。家族の支援がないわけではない。一人暮らしで遠方に子どもが居住している場合もあるが、近くに居住していても、仕事や育児、自分の家庭の家事などがあればいつでも支援ができるわけではない。また高齢者自身も忙しい子どもに迷惑をかけたくないという思いから遠慮しているケースもある。その内容にはごみ出し、郵便投函、電球交換、季節家電の出し入れ、庭の水やりなど短時間で済むが、介護保険サービスでは対応できないものである。このちょっとした手伝いを地域ボランティアと呼ぶこととする。この地域ボランティアに対してチャを付与する。子どもに頼めないことを他人に頼めるかという懸念もあるが、そこにチャを介在させることで、依頼する高齢者の心的負担を和らげることができるはずである。

地域ボランティアの担い手は、地域の老人クラブ等が構成している地縁の団体である。なぜならこの地域ボランティアは継続的に必要であったり、突発的に必要になったりするものである。そうした時に担い手が遠くにいたり、少なかったりすると個々の負担が大きくなり実行や継続が難しくなるためである。

また、運営に当たっては団体内で代表者とは異なる地域ボランティア総括担当者（以下、担当者）を決めることとする。これは地域での事務負担が個人に集中しないようにするためでもあり、当研修での学びを生かしてのことでもある。一口に地域づくりといっても核となる人がいて、同じ思いが広がり、同じ思いを持つ人の集まりにベクトルが付き、色が付き、地域らしさが生まれる。まずは地域づくりの芽を育てたい。以下に述べるようなこの事業での地域ボランティア活動の具体的な取り組みを行ううちに、担当者が芽となり、団体に根をはることで地域として育てていけたらと考える。

さて、シニアサークル茶花で地域ボランティアの活動に取り組むことを考えた際に、以下の5つの点について検討してみた。

- ア) 地域ボランティアの活動内容を決める
- イ) 地域ボランティアを必要としている人を把握する
- ウ) 地域ボランティアを担い手へつなぐ
- エ) 地域ボランティア活動の確認方法

オ) 地域ボランティアをポイントに交換する

ア) 地域ボランティアの活動内容を決める

ボランティアと一口に言っても、地域づくりにつながるボランティア活動でなければならぬため、奉仕活動を何でもというわけにはいかない。地域ボランティアになるようにある程度ルールが必要である。①訪問介護などの介護保険サービスでまかなえないものであること、②地域ボランティアの受け手と担い手が声を掛け合い、顔を合わせるものであること、③専門的な技術を必要とすることでないこと、④金品のやり取りはしないこと、⑤短時間で済むことなど枠組み的なことは行政で決められる。想定する活動は、先に述べたようなごみ出し、郵便投函、電球交換、季節家電の出し入れ、庭の水やりなどである。

しかし、具体的な内容については地域ボランティアの受け手やその人の支援に携わる人、地域ボランティアの担い手の話し合いや共通の理解のもとに決められるべきであろう。よって方法の一つとして、地域ボランティア立ち上げに際して、話し合いで統一した活動内容を決める場の設定を提案したい。参加者は団体の担当者や支援が必要な高齢者等やその家族、地域包括支援センター、居宅支援事業所などが考えられる。また、そのような場があれば、活動をするにあたっての課題を話し合う機会やよい事例を学ぶ機会になるだろう。

イ) 地域ボランティアを必要としている人を把握する

アで決めた内容に基づき、地域住民でその地域ボランティアを希望する者を募る。自治会よりも単位の小さい班ごとに聞き取りを行ってもいいし、アンケートなどを実施してもよい。また、途中からでも希望を受けられるように、担当者が窓口になるようにしておけば、いつでもお願いできるという地域住民の安心にもつながる。

ウ) 地域ボランティアを担い手へつなぐ

把握した希望に基づいて、ごみ出し等定期的に支援が必要なことについては、団体内であらかじめ話し合い、担い手を決めておくことができる。また、いつ必要になるか分からないことについては、団体内で地域ボランティア内容毎に実行できる者の順番表を作成しておき、希望があった順に割り当てていく。

エ) 地域ボランティア活動の確認方法

基本的にちょっとした手伝いなので、4回で100チャとする。確認は担当者だけに負担がかからず、それでいて客観的に分かる方法がよい。例えば、署名式の回数券の作成や、計画が立てられることであれば現行の介護保険サービス提供票などを準用してもよい。

オ) 地域ボランティアをポイントへ交換する

担当者がエ)に基づいて市へ報告する。現時点では現行の紙媒体での報告方法となるが、後述する⑤にあるように、何らかのシステムを導入することで電子媒体での管理ができるようになれば、担当者と市の負担も軽減され、より事業運営がしやすくなる。

以上のようにシニアサークルに地域ボランティアを活用するには行政としての仕組みの準備だけでなく、地域における多くの話し合いや学びが必要となってくる。その過程が地域づくりには欠かせないものである。地域にボランティアの需要はある。その需要に地域で応えることで絆が生まれ、高齢者たちはそれまでとは異なる生きがいを得られるだけでなく、自らの健康づくりや地域の住みやすさにつながっていく。



次に、現行の手直し案である下記②～⑤について簡単に述べる。

#### ②チャ付与の適正化

これは事業を継続可能な事業にするため必要不可欠なミッションである。現在は条件に合わない活動なども散見されるため、1回の活動のチャ付与を100チャとし、登録できる活動を1時間以上とする。自治会の基本的な行事は含めない。また、登録した活動でも参加者が団体の半数以下であるものはチャ付与の対象としない。こうすることで1回の活動で集まる登録者の割合が増え、団体内でのつながりも強くなる。そして、活動内容について精査されることで、この事業本来の趣旨の周知につながるだろう。

事業規模については、市の第6期介護保険事業計画では当事業の商品券発行額を900万円と見込んでおり、この程度の規模であれば市として継続可能と想定している。ただし、その2分の1が県補助であることが前提であることから、その動向によってはより圧縮した事業運営をしなくてはならない。よって、あらかじめこのような適正化を図っておくことは重要である。例えば交換できるものを商品券のような直接的なものではなく、市内店舗の協賛品（ささやかな景品や割引）やある一定数の獲得で市内温泉巡りに招待する、獲得チャに応じた口数の景品応募制などが挙げられる。

#### ③効果測定の方法

3-(3)及び(4)で述べたように、南九州市の場合、新規認定者数のみを事業効果として捉えても、活動者全員に対する効果を把握しているとは言い難い。それよりも活動者の認定区分の変動を捉えることの方が、南九州市のこの事業に則した効果測定ができると考えられる。

加えて市事業を実施して4年目になるが、実際に活動している高齢者の声を見える形で聞き出せていない。もし、この事業に参加したことで高齢者の生活の張りになっていたり、やる気の創造に寄与していたりするなどの声を聞くことができたなら、それもまた十分な効果と言えるのではないだろうか。そのためのアンケートを取り組むのも効果測定の一つの方法である。

#### ④対象者以外への周知

介護保険施設のケアマネージャーが市事業を知らなかったことから、急遽市内の3分の1ほどの居宅介護支援事業所に聞き取りを行ったところ、市事業やその趣旨を知っているケアマネージャーは皆無であった。普段在宅で介護サービスを利用して生活している高齢者がどうすれば現在の状態を維持し、希望する在宅生活を快適に送ることができるかということに心を砕いているケアマネージャーだが、この現実には驚かされた。社会参加は介護予防には重要なファクターである。さらにはケアマネージャーのみならず、子どもたちから高齢者へ社会参加を働きかけるのに市事業は良いきっかけになりうる。市事業について、対象者以外への周知を図ることでさらに事業は浸透し、活発化していくと考えられる。

#### ⑤獲得チャの見える化を目指したシステム導入

現在、団体の代表者が紙媒体の出欠表を利用し、市がシステム入力をするすることで個人のポイントを付与しており、登録者は年1回の市からの通知で貯まったポイント数を知る。しかし、年間を通じて、登録者のやりがいを継続的に喚起するためにはやはり獲得したポ

イント=チャの見える化は必要である。それにはチャの入力作業の迅速化と個人の獲得チャの電子媒体による照会を可能とするシステムの導入が必要である。そこで、現在の出欠表をマークシート方式にしてシステム入力作業の簡素化を図り、個人にはシニアサークル茶花カードなどといったライトカードを配布して、ライター機器を市内に設置し、希望するときに貯まったチャを確認できるようにする。無論これには経費などの課題があることは言うまでもないが、何らかの形で獲得したチャを知らせ、継続的な活動を喚起することが必要である。そのため、この事業用のカードを新たに立ち上げる以外に、既存の民間のポイントカードの活用や今年から本格運用されるマイナンバーカードの利用など多様な可能性があることを申し添えたい。

## 6 高齢者がいきいきと住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりに向けた一手段としての65歳からのシニアサークル茶花事業

南九州市では65歳以上のうち9割以上が持ち家の一軒家に居住している。さらに、そのうち8割が自分の状態に合わせながら、自分の家にいつまでも住み続けたいと希望している。それを実現する要素は様々であるが、自分が健康であることなど個人でできることのほかに、地域で他人とつながっていることはとても大きな要素である。そう考えた時に、この事業を利用することで元気なときは自分の健康づくりやボランティア活動をし、支援が必要になったときにはこの事業を利用してボランティアを受ければ、地域とのつながりが絶えることはない。また、ボランティア活動はささやかであっても地域に支え合う仕組みがあることで、住民は安心を得ることができる。

無論この事業は万能ではない。しかし、まずは行政としてこの仕組みを提供しながら、高齢者が自らの健康づくりや地域づくりに主体的に取り組むような意識づけを行っていくことで、将来的には地域が主体の活動へ移行させていく。さらに、当事業の対象になっていない65歳未満の住民も巻き込んで住民全体が介護予防に取り組む意識を持ってもらいたい。この事業を一つの手段として、全ての住民が自らの健康づくりや地域づくりを主体的に捉えるまちづくりを進めることでいつまでも自分が望むところで安心して暮らせる地域づくりにつながると考える。

(参考文献等)

- 稲城市ホームページ <http://www.city.inagi.tokyo.jp/>
- 稲城市介護支援ボランティア制度実施報告書 (2015)
- 成功するポイントサービス 岡田 祐子 (2010) WAVE 出版
- かごしまニューライフプラン - 希望と思いやりに満ちた社会への提言 - (2012) 鹿児島県
- 高齢者元気度アップ・ポイント事業〈市町村導入ガイドライン〉 (2012) 鹿児島県
- 南九州市高齢者実態調査報告書 (2014)
- 南九州市高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画 (2017)
- 南九州市人口ビジョン (2016)